



鳥取労働局公示第 19 号

登録教習機関の登録の公示について

労働安全衛生法第 77 条第 2 項の規定に基づき、下記の機関を登録教習機関として登録したので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定により公示する。

記

- 1 登 録 番 号 鳥労登教第 107 号
- 2 登録教習機関名 株式会社MSTC
- 3 登録教習機関の住所 島根県松江市東出雲町意宇東 3 丁目 2 番地 4
- 4 代表者の職氏名 代表取締役 丸石 博
- 5 事 務 所 の 名 称 株式会社MSTC
- 6 事務所の所在地 島根県松江市東出雲町意宇東 3 丁目 2 番地 4
- 7 登録した技能講習 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)
又は教習の区分 運転技能講習
- 8 登 録 年 月 日 令和 7 年 5 月 1 日

令和 7 年 5 月 1 日

鳥 取 労 働 局 長

